

平成26年4月1日

保護者様

大阪市立上福島小学校
校長 坂部 俊次

平成26年度『就学援助』の申請について

ここでは、本日配布の大阪市教育委員会発行『就学援助制度のお知らせ』（以下リーフレットといいます。）についての補足説明をします。

⇒ 新中学1年生は中学校での手続きになります。詳細は中学校へお問い合わせ下さい。

配布書類

- ① 平成26年度（2014年度）就学援助制度のお知らせ
- ② 平成26年度（2014年度）就学援助申請書 兼 世帯状況票
- ③ 平成26年度（2014年度）入学準備学用品等購入申出書

⇒新1年生のみ

申請の種類・受付期間・援助内容など

申請には早期申請と一般申請の2種類があります。就学援助の認定を受ければ、この2種類の援助内容に違いはありませんが、認定結果時期や給付時期に違いがあります。なお、給付時期など詳細については後日連絡します。

小学校の場合	早期申請	一般申請	
	申請理由⑫を除く	申請理由①⑫で 税情報の利用に『同意』	申請理由①⑫で『不同意』、 または他の申請理由
証明書類	提出	原則不要 ※P.2 下段参照	提出
※申請受付期間	3/1～3/14	3/15～5/16	3/15～6/30
認否結果時期	5 月末予定	8 月末予定	
認定日	4月 1 日		
援助内容	学校徴収金 相当額 { 学校教材費・特別活動費・その他諸費 林間学習費・修学旅行費・学校給食費など } 入学準備補助金（20,470 円以内）（新小学 1 年生のみ対象） 等		

※ 新たな事情が発生した場合は、7月1日以降でも申請できます。ただし、学校教材費等は認定日以降の購入や実施行事費用が支給対象となるため、支給がない場合があります。学校給食費は認定日からの実費額となります。なおこの場合、新1年生でも入学準備補助金の支給はありません。

申請される方は

本日配布の大阪市教育局発行のリーフレットをよくご覧のうえ、下記の書類を揃えてください。また、申請書類一式を学校へ提出する際は、児童への教育的配慮から、保護者の方による持参または郵送で申請してください。

申請に必要な書類

■就学援助申請書 兼 世帯状況票⇒申請書の最下欄にチェックをお願いします。

■証明書類⇒省略できる場合あり。詳細はリーフレット参照

※ ■入学準備学用品等購入申出書⇒新1年生の申請の場合は必要です。

ご注意ください！

- ・『就学援助』を希望される方は、必ず毎年度の申請が必要です。
- ・申請書類等の押印箇所には朱肉印で押印願います。
- ・同一校にきょうだいが通学される場合、上記の書類等は1枚で申請できます。
- ・申請理由を証明する書類は、小中学校にきょうだいがある場合、『小学校に原本・中学校に写し』でもかまいません。

申請について注意すること

★ 申請理由⑫については、申請者の住居形態の申告（借家等・持家）が必要になります。
なお、借家等で申請される場合は契約者・契約期間・住所等が確認できる賃貸契約書や家賃決定通知書の写しが必要です。

なお、所得審査にあたっては所得申告済の場合、申告額を審査対象所得額とします。
ただし、未申告や証明書類の提出がない場合は所得額の把握ができないため、『所得額を一律 38 万円』として審査します。

⇒ 別紙 A4 リーフレット（所得審査にあたってご注意いただきたいこと）・（住宅の形態「借家等」で申請する場合に必要な書類について）参照

★ 申請理由①・⑫について、必要書類の対象は生計を一にする世帯全員です。ただし、18 歳（高等学校在学年齢）以下の方は除きます。

★ 申請理由①～③と⑦・⑨・⑪は平成 25 年度または平成 26 年度のいずれかに該当していればよい項目です。

★ 申請理由④～⑥と⑧・⑩・⑫は申請日現在該当していることが必要です。

★ 申請理由①・④・⑤・⑫で『ひとり親』の場合は、下記のいずれかの公的書類等の提出も必要とします。

事由	証明書類
(1)寡婦（寡夫）控除を受けている	市民税・府民税証明書等の寡婦（寡夫）控除が確認できる書類
(2)ひとり親家庭医療証の交付を受けている	ひとり親家庭医療証（写）
(3)当年1月1日以降に配偶者が死亡した	死亡診断書（写）、除籍謄本など
(4)当年1月1日以降に離婚が成立した	離婚届受理証明書、戸籍抄本など
(5)離婚調停中等である	調停申立書、訴状、判決書など（写）
(6)遺族年金を受給中である場合	年金額改定通知書（写）
(7)その他	申請者の戸籍謄本、領事館等発行の独身を証明する書類（外国人）など

★ 申請時の利便性を図る観点から、申請者の同意がある場合、教育委員会が申請者に代わって大阪市の住民基本台帳などから審査に必要な情報（税情報）の提供を受けることができます。

これにより証明書類の添付が省略でき、就学援助申請にかかる手数料などの必要がなくなります。

ただし、税情報を活用できるのは、一般申請からとなっています。

税情報とは … 申請理由①・⑫に該当する証明書類

『市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写）』

『市民税・府民税証明書』

『市民税・府民税納税通知書兼税額決定(充当)通知書及び課税証明書(写)』

（注意）

税情報の利用に同意される場合の申請受付期間：3/15～5/16（一般申請になります）

⇒詳しくは別紙リーフレットうら右下参照

入学準備補助金について（新1年生のみ）

入学準備補助金の給付要件として、『入学準備学用品等購入申出書』と『入学準備学用品等の領収書の原本』（レシート可）の提出が必要です。

領収書に関する注意点

- ・ **領収書は原本に限りです。**（入学準備補助金を支給した場合、返却できません。）
- ・ 領収書は、品名・購入年月日・金額・購入先の明記されたもの（レシート可）で、手書きの場合は、領収印が必要です。
- ・ 学校で必要な物に限りです。（例：標準服、体操服、ランドセル、上履きなど）

- ・ 購入期間は平成 25 年 4 月～平成 26 年 6 月までに限ります。
- ・ 支給は限度額（20,470 円）以内で 1 回です。（※小学校の場合）
- ・ なお、領収書の金額が 20,470 円以下の場合、領収書の金額を支給します。
- ・ 対象は、『4 月 1 日就学援助認定』を受けた新 1 年生の保護者に支給します。
ただし、生活保護世帯については、3 月に教育扶助より入学準備金の支給がありますので、3 月時点で生活保護世帯の場合は支給されません。

- ☆ 『入学準備学用品等の領収書の原本』については、新小学 1 年生保護者入学説明会場にて受領された標準服・体操服の領収書（原本）などでも構いません。
- ☆ また、就学援助申請時に領収書が集まらない場合、『入学準備学用品等購入申出書』については後日に提出されても構いません。（※購入期間は、上記の注意点参照）

その他のお知らせ

- 提出された書類の内容について、『おたすね』させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 世帯全員分の証明書類はいずれか 1 つの申請理由・年度に合わせてください。
- 早期申請をしても申請書や証明書類などに不備がある場合、認定が遅れることがありますのでご注意ください。
- 就学援助の認否審査は大阪市教育委員会が行います。認否結果がわかり次第、保護者の方へ郵送でお知らせいたします。
- 認定後の就学援助費は、学校徴収金届出口座と同じ大阪信用金庫・上福島支店の銀行口座へ給付されます。必ず申請書の最下欄へ下記のようにチェックをお願いします。

口座振替を希望する ☒

徴収金届出口座を利用する。（保護者名義の場合のみ可） ☒

- 就学援助費を支給する時点で、学校徴収金に未納額がある場合には、差引きでの給付になりますのでご注意ください。
- 就学援助認定前に医療機関で受診をされる場合、医療機関とのトラブルを防ぐために、後日に医療券による精算が可能かどうかを受診前に必ずご確認ください。
- 就学援助制度について不明な点などありましたら、上福島小学校・事務室までお問い合わせください。

申請先 または 連絡先

住所 〒553-0003 福島区福島 7-4-33 大阪市立上福島小学校 2F 事務室
Tel (06) 6451-1544

就学援助制度全般についてのお問い合わせは

学校経営管理センター 事務管理（就学援助グループ） Tel 6575-5654

この補足説明文は、1 年間大切に保管してください。